

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書面は、香川県収用委員会事務局において保管してあるので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により公告する。

令和3年2月26日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 書面の種類

令和3年2月22日付け権利取得及び明渡しに係る裁決書の正本

2 送達を受けるべき者の氏名及び住所

不明

ただし、登記名義人（亡）安藤千代子（最後の住所 香川県坂出市横津町3丁目2番11号）の相続人

住所不明

3 書面の受領等

当収用委員会事務局にて、送達すべき事項を記載した書面の交付を受けること。
受領しないときは、令和3年3月19日をもって送達があったものとみなされる。